



いばら



公共交通かわら版

「公共交通の

運行見直し基準」について

井原市公共交通会議では、公共交通を「みんなで守り、育て、未来に残す」ために、住民・行政・事業者が一体となって取り組んでいくための目標として、この度、「公共交通の運行見直し基準」を設定しました。今号では、基準の内容についてお知らせします。

運行見直し基準の考え方

市では、平成23年3月に策定した「井原市地域公共交通総合連携計画」に基づき、路線・ダイヤの見直しや利用促進に取り組んでいます。全体の利用者は減少傾向にあります。現在の公共交通をこれからも維持していくためには、住民と行政、事業者が一体となって利用促進に取り組んでいく必要があります。そのための目標として、この度、「公共交通の運行見直し基準」を設定しました。

ここで言う「見直し」とは、減便や廃止を目的としたものではなく、公共交通を改良・進化させて、利用促進を図るためのものです。

公共交通を「みんなで守り、育て、未来に残す」ために、「ご理解とご協力をお願いします」。

市として最低限確保する公共交通のサービス水準

「運行見直し基準」の設定にあたり、「市として最低限確保する公共交通のサービス水準」を定めます。

これは、「運行見直し基準」に基づき仮に減便などを行う場合でも、この水準を下回るところまでサービスの質（便数や時間帯）を下げることはないという宣言であり、井原市地域公共交通総合連携計画の目標に基づき、次のように定めます。

- ① 少なくとも週に2回、市の中心まで往復できる便数を確保する
- ② 通学利用が見込まれる路線は、登下校にあわせた便数・時間帯の運行を確保する

運行見直し基準

指標としては、路線別の「1便あたり利用者数」を用います。なお、民間の路線バスについては、「収支率」の指標をあわせて用いることとします。

この運行見直し基準に対し、「拡大」の指標を上回る場合は、増便や運行時間帯の拡大などを検討します。

一方で、「縮小」の指標を下回る場合は、減便や運行経路の縮小などを検討します。

■「運行見直し基準」の設定値

	指標	1便あたり利用者数 (人/便)	収支率
民間の路線バス	拡大	10.0 以上	80%以上
	縮小	2.0 未満	20%未満
井原あいあいバス	拡大	10.0 以上	運行回数
	縮小	3.0 未満	
予約型乗合タクシー	拡大	4.1 以上	200 回/年以上
	縮小	1.1 未満	100 回/年未満

「運行見直し基準」の運用方法

「運行見直し基準」は、10月から翌年9月までの1年間の利用実績に照らし合わせて判定します。

その結果を毎年2月頃に開催する井原市公共交通会議において報告し、そこから約半年間を検証期間として、利用者への周知や住民との意見交換、利用促進、乗降調査などを行い、実際の利用状況を見極めます。

そして、7月頃に開催する井原市公共交通会議において、検証期間中の利用実績や住民・利用者の意見などを踏まえ、見直し（増便や減便など）を行うかどうかの最終的な判断をします。

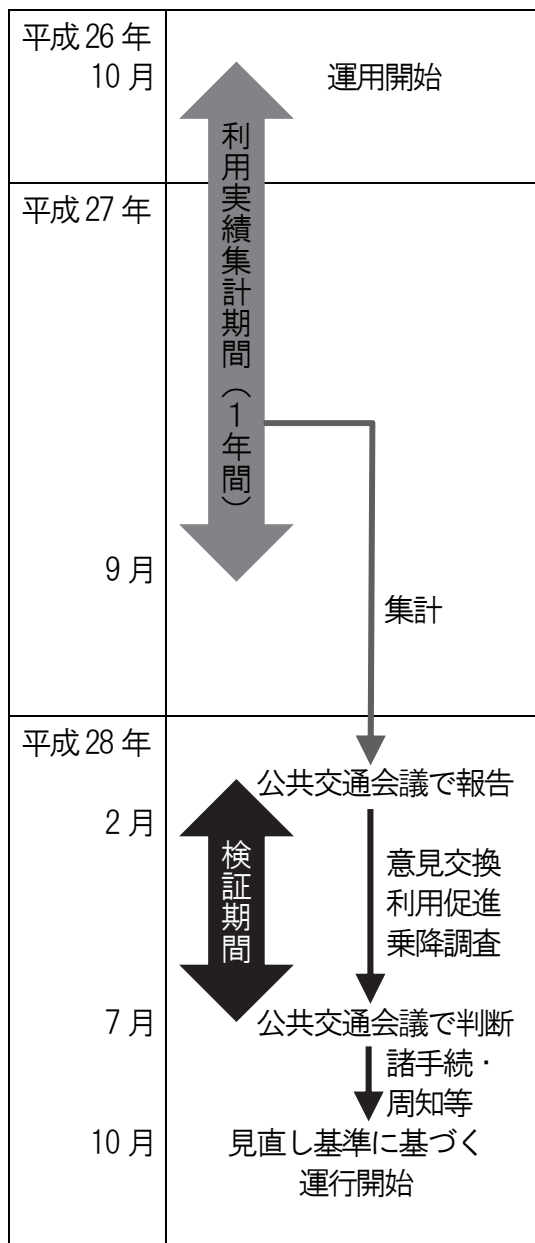
つまり、「運行見直し基準」に従って機械的に増便や減便を行うものではありません。公共交通を維持していくためには、皆さんに利用していただくことが一番大切です。これからも、公共交通の利用をよろしく願います。



みんなで守り、育て、未来に残そう生活交通 公共交通を利用しましょう



「運行見直し基準」の運用方法 (平成26年10月運用開始)



※ 表は平成26年度の利用実績をもとに記載していますが、平成27年度以降も同様の進め方で見直しを行います。

募集中！

「バス体験ワークショップ」の参加者を募集しています！



井原市公共交通会議では、市内の少年団・子ども会（主に小学生高学年）を対象に、「バス体験ワークショップ」を開催しています。

本年10月に見直しを行った市内の民間の路線バスや井原あいあいバスに乗り込んで、バスの特徴や役割についてワークショップ形式で学べる出前講座です。（1回あたり20名程度、概ね3時間）

保護者・地域の皆さんも参加していただけますので、下記事務局までご応募お待ちしております。